射水市営墓地のご案内

１　名称及び位置

太閤山公園墓苑	射水市入会地赤坂１１番地１
南郷霊園	射水市串田字鳥越２２３番地
大島墓地	射水市小島３６２３番地

２　墓地区画と空き区画について（令和８年１１月２日　現在）

名称	区画区分		墓地区画数	空き区画数
太閤山公園墓苑 (1,685 区画)	第１種	４㎡	８３７	6
	第２種	５㎡	２０４	3
	第２種（全形指定区域）		１０８	1
	第３種	６㎡	４５７	4
	第４種	１０㎡	７９	2
南郷霊園 (313 区画)	第１種	３㎡	３０	1
	第２種	４㎡	１９１	１２
	第３種	５㎡	６５	4
	第４種	６㎡	２７	0
大島墓地			１１１	1

（※空き区画数は予約区画を含む。）

３　使用料と管理料について

名称	区画区分		使用料	管理料（1 年分）
太閤山公園墓苑	第１種	４㎡	１８２，０００円	２，２００円
	第２種	５㎡	２２８，０００円	２，７５０円
	第２種（全形指定区域）		１８３，０００円	
	第３種	６㎡	３１５，０００円	３，３００円
	第４種	１０㎡	６９０，０００円	５，５００円
南郷霊園	第１種	３㎡	２１０，０００円	４，１９０円
	第２種	４㎡	２８０，０００円	
	第３種	５㎡	３５０，０００円	５，２４０円
	第４種	６㎡	４２０，０００円	
大島墓地			１平方メートルあたり ６５，６５０円	２，５２０円

※ 使用料は許可証交付の際、全額を納付書で納入してください。

※ 管理料は５年分一括で納入してください。

注意事項　契約後の使用料及び管理料は返還いたしませんので、墓地の申込みの際は現地を確認され、十分に納得されてからお申込みください。

４　墳墓等の設置基準について

名称	区画区分		墳墓等の総高	墳墓等の下台と境界線の間隔	
				隣接境界	後部境界
太閤山公園墓苑	第１種	４㎡	墓地面から １．８８ｍ以内	０．２０ｍ以上	
	第２種	５㎡	墓地面から １．８８ｍ以内	０．３０ｍ以上	
	第２種 （全形指定区域）		墓地面から １．２８５ｍ以内		
	第３種	６㎡	墓地面から ２．５０ｍ以内		
	第４種	１０㎡			
南郷霊園	第１種	３㎡	墓地面から ２．２０ｍ以内	０．１ｍ 以上	０．３ｍ 以上
	第２種	４㎡	墓地面から ２．５０ｍ以内		
	第３種	５㎡			
	第４種	６㎡			
大島墓地	４㎡未満		墓地面から ２．２０ｍ以内		
	４㎡以上		墓地面から ２．５０ｍ以内		

※１　墳墓の正面は参詣路に平行して設置してください。

※２　墳墓を除く塀、竹垣及びその他工作物（以下「塀等」という。）は、原則として設置できません。ただし、射水市営南郷霊園においては、塀等の設置は、５㎡以上の区画のみ設置を可とし、高さは墓地面から０．６ｍ以内で、境界縁石の内側までで控えてください。

※３　植樹は原則できません。ただし、射水市営南郷霊園において、植樹は前面のみ植栽を行うことができます。ただし、根張りが少なく通路や隣接地に障害を及ぼさない高さ１ｍ以内の灌木類で、使用者の方が常に良好な状態に管理を行ってください。

５　手続について

〇新たに市営墓地を申し込むとき。

【申込み条件】

・射水市の住民基本台帳に登録され、引き続き１年以上居住しており、市内で持ち家に住んでいる方

・墓地使用権を承継する方（子など）が同一世帯内にいる方

・自分の家の墳墓の建立のため申込みし、使用許可を受けてから７年以内に墳墓を建立できる方

（必須となる提出書類）

墓地使用許可申請書、チェックリスト、申請される方の世帯全員の住民票

〇墓地使用者が亡くなり、墓地使用権を承継するとき。

墓地使用権承継許可申請書＋チェックリスト＋申請される方の世帯全員の住民票＋戸籍全部事項証明書

〇墓地使用者の住所や氏名が変更したとき。

墓地使用者住所氏名等変更届＋使用者の住民票

〇墓地の工事をしたいとき。

墓地工事着工届＋設計図書＋墓地使用許可書の写し＋区画プレートの写真

※完成後は墓地工事完成届と墳墓の完成写真を提出してください。

〇墓地に納骨するとき。

墓地埋蔵改葬届、墓地使用許可証の写し、火葬許可証（火葬済証）又は改葬許可証

〇墓地区画を返還したいとき。

墓地返還届＋墓地使用許可証

※使用者の方が自筆で返還届に記入し、提出してください。また、墳墓が建立されている場合は墓地を原状に回復して返還してください。なお、墓地区画を返還された場合、今まで納付された永代使用料及び管理料は返還されません。

お問い合わせ先
〒９３９－０２９４
富山県射水市新開発４１０番地１
射水市役所　環境課
電　話　０７６６－５１－６６２４
ＦＡＸ　０７６６－５１－６６５６